

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 令和4年5月13日作成	審査基準 令和7年8月8日作成
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法
根拠条項： <u>第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）</u>	根拠条項： <u>第105条の2第2項</u>
処分の概要：運転経歴証明書の交付	処分の概要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め：道路交通法第104条の4第1項、<u>第2項、第5項及び第6項</u>（申請による取消し）、第105条<u>第2項</u>（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の<u>交付</u>）、第39条の2の6（運転経歴証明書の<u>交付</u>） 道路交通法施行規則<u>第30条の10</u>（運転経歴証明書の<u>交付</u>の申請の手続）	法令の定め：道路交通法第104条の4第1項<u>及び第2項</u>（申請による取消し）、第105条（免許の失効）<u>、第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）</u> 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の<u>交付等</u>）、第39条の2の6（運転経歴証明書の<u>交付等</u>） 道路交通法施行規則<u>第30条の8</u>（運転経歴証明書の<u>交付等</u>の申請の手続）
審査基準：	審査基準：
○ 自動車運転免許試験場 即日 標準処理期間： ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間	○ 自動車運転免許試験場 即日 標準処理期間： ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間

警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場 申 請 先 : 又は警察署の交通担当課	警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場 申 請 先 : 又は警察署の交通担当課
警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内 5316） 、 <u>問 い 合 わ せ 先</u> : 警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は 警察署の交通担当課	警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内 5316） 、 <u>問 合 せ 先</u> : 警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は 警察署の交通担当課
備 考 :	備 考 :